

写

28食産第22号

28生産第47号

平成28年4月8日

肥料生産業者 御中

農林水産省 食料産業局食品製造課長
生産局農業環境対策課長

特別栽培農産物及び環境保全型農業直接支払交付金の要件について

昨年、肥料袋に表示された原材料とは異なる原材料が使用された肥料が販売されたため、こうした肥料を用いた農業者が、①生産した農産物を特別栽培農産物として販売できなくなる、②環境保全型農業直接支払交付金（以下「環境直接支払」という。）の支払いを受けることができなくなるという事態が発生しました。

特別栽培農産物の表示は、その農産物が生産された地域における化学肥料及び農薬の標準的使用の50%以下で栽培された農産物について認められています。

また、環境直接支払は、こうした取組はもとより、化学肥料及び化学合成農薬を使用せずに栽培する取組（有機農業）に対しても交付されるものです。

このため、実際の肥料中の原材料が表示と異なる場合には、農業者の想定を超えて化学肥料が使用され、当該農産物を特別栽培農産物として販売できない、環境直接支払の交付を受けられないこととなる可能性があります。

貴社におかれましては、このことに御留意の上、原材料における化学肥料の使用の有無及び化学肥料に由来する窒素成分量について、農業者に正確な情報提供を行っていただくようお願いします。

特別栽培農産物に係る表示ガイドライン

特別栽培農産物とは

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて

化学肥料の窒素成分量が 50% 以下
節減対象農薬の使用回数が 50% 以下

で栽培された農産物です。



ご注意ください

- 化学肥料に由来する窒素成分量について、農家に適切な情報提供をお願いします。
- 情報提供を行った時よりも、硫安など化学肥料の使用量を増やすことにより、化学肥料に由来する窒素成分量が増加する場合は、正しい窒素成分量について、改めて情報提供してください。
- 誤った情報提供により、化学肥料の窒素成分量が慣行レベルの 50% を超えて栽培された農産物は、特別栽培農産物として販売することができません。

特別栽培農産物に係る表示ガイドラインの情報

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html

環境保全型農業直接支払制度の概要

【平成28年度予算額 2,410(2,609)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金

2,310(2,470)百万円

農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るため、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。

【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援対象活動】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

地球温暖化防止に効果の高い 営農活動への支援

支援対象となる取組の例

緑肥の作付け



堆肥の施用



〔5割低減の取組の前後のいずれかに緑肥の作付けや堆肥を施用する取組〕

生物多様性保全に効果の高い 営農活動への支援

支援対象となる取組の例

有機農業



〔化学肥料・化学合成農薬を使用しない取組〕

土壤中に炭素を貯留し 地球温暖化防止に貢献

様々な生物を地域で育み 生物多様性保全に貢献

※ 上記の取組（全国共通取組）のほか、地域の環境や農業の実態を勘案した上で都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする地域特認取組を設定

【支援単価】

自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援

全国共通取組	
対象取組	交付単価
緑肥の作付け	8,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

地域特認取組の例	
対象取組	交付単価
IPM ^{※1} を実践する取組	4,000円/10a ～8,000円/10a ^{※2}
冬期湛水管理 ^{※3}	8,000円/10a

※1：IPMとは、総合的病害虫・雑草管理のこと。病害虫の発生状況に応じて、天敵（生物的防除）等の防除方法を適切に組み合わせ、環境への負荷を低減しつつ、病害虫の発生を抑制する防除技術

※2：対象作物や交付単価は道県により異なる

※3：冬期間の水田に一定期間水を張り、水田地帯の多様な生き物を育む取組

※ 農業者の組織する団体等は、これらの対象取組に加え、自然環境の保全に資する農業生産活動を推進するための活動（技術向上や理解促進に係る活動等）を実施

5割低減の取組について

(1)5割低減の取組とは

主作物について、化学肥料・化学合成農薬の使用を都道府県の慣行レベルから原則として5割以上低減する取組です。

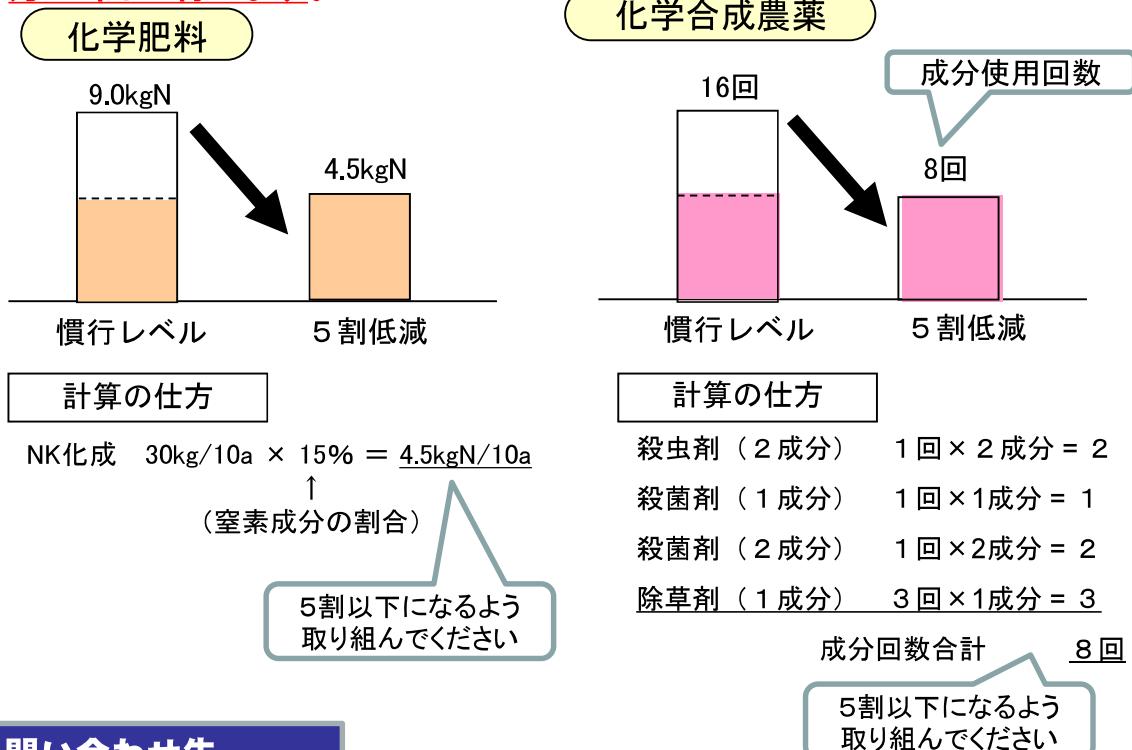
(2)算定の仕方

低減割合の比較に用いる慣行レベルは、個々の農業者の現行の施用量ではなく、都道府県が定めた化学肥料と化学合成農薬の慣行レベルを用います。

化学肥料は窒素成分量、化学合成農薬は成分使用回数により算定を行います。

■ 化学肥料・化学合成農薬の低減割合の算定の仕方

算定方法等については、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の考え方方に即して行います。



問い合わせ先

地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 生産支援課	011-330-8807	近畿	近畿農政局 生産技術環境課	075-414-9722
東北	東北農政局 生産技術環境課	022-221-6214	中国四国	中国四国農政局 生産技術環境課	086-230-4249
関東	関東農政局 生産技術環境課	048-740-0067	九州	九州農政局 生産技術環境課	096-211-9111
北陸	北陸農政局 生産技術環境課	076-232-4131	沖縄	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653
東海	東海農政局 生産技術環境課	052-746-1313		農林水産省生産局農業環境対策課	03-6744-0499

※ 環境保全型農業直接支払交付金の要綱・要領、申請様式、詳細なパンフレットは環境保全型農業直接支払交付金のホームページ (http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/kakyou_cho_kubarai/mainp.html) に掲載していますのでご覧ください。本パンフレットについて不明な点がありましたら上記の問い合わせ先にお問い合わせください。